

大和都市計画都市再開発の方針

令和 年 月 日

神 奈 川 県

1 基本方針

本区域において、計画的な再開発が必要な市街地について、再開発の目標、土地の高度利用及び都市機能の更新に関する方針を定め、適切な規制・誘導及び市街地の再開発の促進を図る。

2 計画的な再開発が必要な市街地

都市機能の強化と活性化、魅力的な都市景観の形成を図るため、小田急江ノ島線と相模鉄道本線が交差する本区域における中心市街地である大和駅周辺地区を計画的に再開発が必要な市街地(一号市街地)として定める。

一号市街地の目標及び方針は、別表 1 のとおり。

3 その他必要な事項(要整備地区)

一号市街地のうち、将来都市構造上、比較的重要度が高く計画的再開発を行うことが望ましい地区を要整備地区とし、事業化の促進や適切な誘導を図る。

別表 1 (一号市街地の目標及び方針)

地 区 名		1 大和駅周辺地区
面 積		約 35ha
再開発の目標 (都市構造の再編成、建築物の更新、都市機能の向上等に係る目標)		小田急江ノ島線と相模鉄道本線の交通結節点であることを踏まえ、本区域の中心となる広域拠点として、商業・業務施設等の集積と都市基盤施設の整備により、都市機能の向上を図る。
土地の高度利用及び都市機能の更新に関する方針	適切な用途及び密度の確保、その他の適切な土地利用の実現に関する事項	・優れた立地条件を活かすため、商業・業務施設や都市型住宅等による土地の高度利用を図る。
	主要な都市施設の整備に関する事項	・都市計画道路の整備
	都市の環境、景観等の維持及び改善に関する事項	・歩行者空間の整備を図り、快適な都市環境の形成を目指す。 ・歩行者専用道に合わせた中心市街地の街並み景観の形成を図る。 ・建築物の共同化・不燃化等の促進、オープンスペースの確保などに努め、防災性・安全性の高い市街地環境の形成を図る。
	その他土地の高度利用及び都市機能の更新に関して特に必要な事項	—
要整備地区の名称、面積		・大和駅周辺地区(約 16.8ha)
二項再開発促進地区の名称、面積		—